

今治市障害者地域活動支援センターに係る指定管理者の予定者となる団体の選定について

担当課：健康福祉部障がい福祉課

今治市障害者地域活動支援センターの指定管理者の予定者となる団体（以下「指定予定者」という。）を次のとおり選定した。

## 1 施設の概要

- (1) 所在地 今治市天保山町二丁目2番地1
- (2) 施設の設置目的 地域生活支援事業として、障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することを目的とする。また、併せて実施する相談支援事業において、障がい者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう配慮し、障がい者及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障がい者等の把握、併せて市、障害福祉サービス事業者及び医療機関等の連絡調整、地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制を協議する会議の設置を総合的に供与し、障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

## 2 募集概要

- (1) 応募受付期間 令和元年9月20日（金）～令和元年9月30日（月）
- (2) 応募者（1団体）

団体名	代表者名	住所
社会福祉法人 今治福祉施設協会	理事長 胡井裕志	今治市南宝来町一丁目9番地8

## 3 審査の概要と結果

### (1) 審査の方式

今治市障害者地域活動支援センター指定管理者選定審議会において、応募者からの申請書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式（あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式）により採点を行い、合計点数の最も高い団体を指定予定者として選定した。

## (2) 審査基準等

## 審査項目及び審査基準並びに配点ウエイト

審査項目及び審査基準		配点ウエイト
【Ⅰ】 市民の平等な利用が確保されていること ・ 利用者の平等な利用の確保		(確保されない場合は失格)
【Ⅱ】 施設の効用を最大限発揮するものであること ・ 施設の設置目的との適合性 ・ 利用者に対するサービスの向上 ・ 利用促進、利用者増への取組み ・ その他新規、魅力的な提案の有無 ・ 実現の可能性		40点
【Ⅲ】 施設の管理経費の縮減が図られるものであること ・ 当該施設の管理運営に係る市の経費 ・ 実現の可能性		25点
【Ⅳ】 管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること ・ 人的能力（管理運営組織） ・ 物的能力 ・ 応募者の安定性、信頼性 ・ 実現の可能性		30点
【Ⅴ】 指定管理業務の実施を通じて地域へ貢献できる見込みがあること ・ 地域貢献 ・ 障がい者雇用への取組 ・ 子育て支援への取組 ・ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組み ・ 実現の可能性		15点
【Ⅵ】 応募者の実績		応募団体により審査の観点及び配点が異なる。
	現行指定管理者 ・ モニタリング結果	8点
	現行指定管理者以外の応募団体 ・ 類似施設の運営実績の有無 ・ 実績やノウハウが施設管理運営に効果的か	5点
【Ⅶ】 全般 ・ 応募者の取組み姿勢		25点
合計点数	現行指定管理者	143点
	現行指定管理者以外の応募団体	140点

### (3) 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、社会福祉法人今治福祉施設協会を指定予定者として選定した。

団体名	社会福祉法人 今治福祉施設協会
審査基準Ⅰ	適正
審査基準Ⅱ	32.0点
審査基準Ⅲ	25.0点
審査基準Ⅳ	23.4点
審査基準Ⅴ	9.0点
審査基準Ⅵ	5.0点
審査基準Ⅶ	23.5点
合計	117.9点

- 審査基準Ⅰについては、適正と評価された。
- 審査基準Ⅱについては、女性利用者を増やすための取り組みや利用者へのサービス向上を実現するための具体的な計画の提案がされていることが評価された。
- 審査基準Ⅲについては、提案された管理経費が指定管理料の上限額（105,500円（5年間））以内であり、適正と認められた。  
（指定管理料基準額（5年間）：105,500千円）
- 審査基準Ⅳについては、職員を増員して円滑な事業運営にあたり、今治市基幹相談センターや医療・保健機関等ともしっかりと連携し、利用者によってより良いサービスを提供できていることが高く評価された。
- 審査基準Ⅴについては、今治市内に本部、事業所がある法人であり、職員も市内雇用により対応すること、障がい者雇用の実績などが評価された。
- 審査基準Ⅵについては、モニタリング結果が「B」であり、実績が十分に評価された。
- 審査基準Ⅶについては、指定管理業務方針が設置目的と適合しており、施設運営、利用者対応に対する熱意が十分感じられた。またこれまでの指定管理運営の実績などから、指定管理業務の適切な実施が可能であることが評価された。
- 以上、提案された事業計画書等を審査し総合的な評価をした結果、施設の運営が利用者の平等な利用を確保することができること、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理経費の縮減が図られるものであること、高い人的及び物理的能力を有すること及び設置目的を達成するために十分な能力を有していることが認められたため、当審議会は社会福祉法人今治福祉施設協会を指定予定者として選定した。

また、審査の際に施設の管理運営に対する要望・意見が出されたが、それらは

下記の通りであった。

○広報活動に力を入れて利用者を増やす努力をしている。

○施設運営50年の歴史の中で少ないスタッフではあるが、上手に運営し今後も3障がい者（特に精神障がい者を中心とした）に寄り添った活動拠点の支援の場を継続し、今後女性利用者もどんどん参加できる体制を作り、運営に努力してもらいたい。

○年々増加する様々な相談に対応するなど、施設運営の大変さがよくわかり、利用者に対して一生懸命支援している。引き続き施設の管理運営をお願いする。

○精神障がい者が主たる対象者ということもあり、利用者増など取組の工夫が効果として表れにくく、今後3障がい者対象としながら在宅の障がい者のさらなるフォローアップを期待したい。

○国の施策により精神障がい者は入院から在宅へと退院促進を掲げており、今後当該施設の役割が一層重要になってくる。各種団体のボランティアが施設運営に積極的に協力してくれており、その方たちの協力も得ながら今まで以上に施設運営を実施してもらいたい。

※ 点数は各委員の平均値

4 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで